

# 周南市庁舎建設検討市民委員会

## 第1回会議 資料

H24. 7. 24



## 周南市庁舎建設検討市民委員会委員名簿

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 石丸 和広  | 公募委員              |
| 岡寺 政幸  | 公募委員              |
| 熊野 稔   | 徳山工業高等専門学校教授      |
| 齊藤 由里恵 | 徳山大学准教授           |
| 佐伯 桃子  | 周南市社会福祉協議会        |
| 新本 幸   | 西京銀行              |
| 原 康正   | 周南市コミュニティ推進連絡協議会  |
| 村越 千幸子 | 山口県建築士会徳山支部まちづくり塾 |
| 目山 直樹  | 徳山工業高等専門学校准教授     |
| 矢守 勝二  | 公募委員              |

周南市庁舎建設検討市民委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年6月28日

周南市長 木 村 健 一 郎

(設置)

第1条 周南市庁舎建設基本構想・基本計画を策定するに当たり、庁舎建設に関する事項について、調査、検討するために周南市庁舎建設検討市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、庁舎建設に関する必要な事項についての調査及び検討を行い、基本構想・基本計画案を市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市民(周南市市民参画条例(平成18年条例第67号)第2条第1号に規定する市民をいう。)のうち次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の公共的団体その他の団体から推薦を受けた者
- (3) 公募委員

3 委員の任期は、平成24年7月1日から平成26年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、庁舎建設準備担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。
- 3 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

## ○周南市附属機関等の設置及び運営に関する規程

(平成16年11月30日規程第8号)

改正 平成17年5月6日規程第14号 平成18年5月25日規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、本市における附属機関等の適正な管理に努めるとともに、市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 附属機関 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。
  - (2) 附属機関に準ずる機関 ニーズの把握や意見の聴取を行い、これを特定の行政目的の達成の参考とするため、要綱に基づき設置する懇話会、懇談会、研究会その他の機関をいう。
- 2 この規程において、次に掲げるものについては、附属機関等に含まないものとする。
- (1) 市職員のみを構成員とする審議会、委員会等
  - (2) 他の地方公共団体又は関係団体が構成員である協議会等で、当該構成員である団体の負担金等により運営され、市に事務局が置かれているもの
  - (3) 市民が主体となって運営している市民組織的な性格を有するもので、市に事務局が置かれているもの
  - (4) イベントその他特定の事業を実施するために組織された実行委員会等
- (附属機関の設置)

第3条 附属機関の設置は、法律により設置が義務付けられているものを除くほか、次に掲げる事項を満たす場合に限り行うものとする。

- (1) 所管する事項について、市民の意見を反映し、専門的な知識を導入し、又は公正を確保するため、市民、関係団体に属する者、専門的知識を有する者等により審議、審査又は調査(以下「審議等」という。)を行い、答申、提言等を求める必要があること。
  - (2) 他に当該事項について審議等を行う附属機関が存在しないこと。
- 2 附属機関の所管事項が臨時的なものである場合は、当該附属機関の設置条例において当該附属機関の設置期間を規定するものとする。
- 3 附属機関の所管事項が経常的に発生しない場合は、当該附属機関の設置条例又は規則において、必要の都度委員を委嘱することができるよう規定するものとする。

(附属機関の見直し)

第4条 所管課長は、既存の附属機関について、常に当該附属機関の必要性、設置の目的、所管事項、委員構成、委員定数等について見直しを行い、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止、他の附属機関との統合又は委員の削減に努めなければならない。

- (1) 社会経済情勢の変化等により設置の必要性が低下していると認められるもの及び所期の設置目的を達成したもの
- (2) 会議の開催等の活動が著しく乏しいもの

(3) 所管する審議会等の事項、委員の構成等が他の附属機関と類似又は重複しているもの

(附属機関の委員の選任)

第5条 附属機関の委員の選任に当たっては、附属機関の設置目的又は所管事項に照らして、当該附属機関が実質的かつ効果的な活動ができるよう、次の事項に十分留意するものとする。

(1) 専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整等、当該附属機関の設置目的が的確に達成されるよう、各界各層及び幅広い年齢層のうちからふさわしい人材を選任すること。

(2) 附属機関の委員への女性の選任については、周南市男女共同参画推進条例(平成16年周南市条例第7号)の定めるところによること。

(3) 市議会議員は、法令で特に定める場合又は特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないこと。

(4) 市職員は、法令で特に定める場合又は附属機関の性質に照らしその専門的知識が必要となるもの等やむを得ない場合を除き、委員に選任しないこと。

(附属機関の委員の数の制限)

第6条 附属機関の委員の数は、法令で特に定める場合を除き、原則として20人以内とする。この場合において、各所管課は、当該附属機関の設置目的に照らし、委員の数を最小限にとどめるよう努めるものとする。

(附属機関の委員の再任の制限)

第7条 委員の在任期間は、原則として連続2期又は通算5期(標準任期2年)を超えて再任しないものとする。ただし、当該委員が専門的な知識、経験を有するなど、選任されるに当たって特別な事情がある場合は、この限りでない。

(附属機関等の委員の兼任の制限)

第8条 同一人を複数の附属機関等の委員に選任しようとする場合は、原則として1人につき5以内の附属機関等の委員への選任を限度とする。

(附属機関の委員の公募等)

第9条 市民の自発的な行政への参画意識の高揚を図るとともに、市民の意見を行政に反映させるため、積極的に委員の公募を推進する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときには、公募を行わないことができる。

(1) 行政処分に関する審議等を行うとき。

(2) 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行うとき。

(3) その他附属機関の所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められるとき。

2 委員を公募する場合は、定数の20パーセント以上を対象とする。

3 公募委員の応募資格、選考方法その他必要な事項は、周南市附属機関等の公募に関する規程(平成16年周南市規程第9号)に定めるところによる。

(附属機関に準ずる機関の設置等)

第10条 附属機関に準ずる機関の設置は、要綱によるものとし、見直し及び委員の選任等については第3条第2項から第7条まで及び前条の規定を準用する。

(附属機関及び附属機関に準ずる機関の区分)

第11条 附属機関に準ずる機関については、次に掲げる事項について留意し、附属機関との差異を明確にしなければならない。

- (1) 附属機関に準ずる機関の名称は、審議会、審査会、調査会その他附属機関と紛らわしい名称を用いないこと。
  - (2) 附属機関に準ずる機関の所管事項は、審議する、答申する等の附属機関と紛らわしい事項を所管させてはならないこと。
  - (3) 附属機関に準ずる機関からの意見及び当該機関の構成員から聴取した意見については、答申、提言等の附属機関の審議結果と受け取られるような呼称を付さないこと。
  - (4) 附属機関に準ずる機関の委員には、辞令又は委嘱状を交付しないこと。
- (主管課長の責務)

第12条 主管課長は、附属機関に準ずる機関の活動の実態が明らかに審議等である場合、又は附属機関との差異がない場合については、当該附属機関に準ずる機関の活動の見直し又は附属機関への位置付けについて検討しなければならない。

第13条 削除  
(平18規程9)

(会議の運営及び公開)

第14条 附属機関等の運営については、市民に対して積極的に情報を提供するなどその透明性を確保し、市民参加の推進を図るものとする。この場合において、委員に対し事前に資料を配布するなど、委員が十分意見を述べる準備をする等の配慮をするとともに、欠席者に対しても意見を求めるなど審議の活性化を図るための工夫に努めるものとする。

第15条 会議は、原則として公開とする。ただし、当該会議が、周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号)第7条各号に規定する不開示情報を含む内容について審議を行う場合は、会議の全部又は一部を公開しない。

2 その他会議の公開、会議録の取り扱い等について必要な事項は、周南市附属機関等の会議の公開に関する規程(平成16年周南市規程第10号)に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年12月10日から施行する。  
(適用)
- 2 第5条から第10条までの規定は、この規程の施行の日以後の附属機関等の委員の選任から適用する。  
(経過措置)
- 3 この規程の施行の際、現に存在する附属機関等については、この規程の施行の日から3年(その日前にこの規程に基づき、附属機関等の見直しその他の行為をしたときは当該行為をした日)までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成17年5月6日規程第14号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年5月25日規程第9号)

この規程は、平成18年5月25日から施行する。



## ○周南市附属機関等の会議の公開に関する規程

(平成16年11月30日規程第10号)

(趣旨)

第1条 周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号。以下「条例」という。)第22条及び第27条並びに周南市附属機関等の設置及び運営に関する規程(平成16年周南市規程第8号。以下「設置規程」という。)第15条の規定に基づき、市民に附属機関等(設置規程第2条第1項に規定する「附属機関等」をいう。以下同じ。)の会議(以下「会議」という。)を公開することについて、必要な事項を定めるものとする。

(会議の原則)

第2条 会議の原則は、次に定めるとおりとする。

- (1) 会議は、条例第22条及び設置規程第15条第1項の規定により公開とする。
- (2) 会議の傍聴者(以下「傍聴者」という。)の定員は、10人程度とする。
- (3) 傍聴者の決定は、当日受付の先着順とする。
- (4) 会議の記録(以下「会議録」という。)は、公表する。

(会議の原則に従わないときの取扱い)

第3条 附属機関等は、会議の審議等事項に非公開の事項とそれ以外の事項があり、容易に分割して審議等ができる場合は、非公開の事項に関わる部分を除き、会議を公開する。

2 附属機関等は、前条に定める会議の原則に従わないことを決定したときは、その決定事項及び理由を公表するよう努めなければならない。ただし、前条第2号に定める定員を増やすときは、この限りでない。

(会議及び会議録の公表)

第4条 会議及び会議録の公表は、次に定めるとおりとする。

- (1) 会議の公表内容は、次に掲げる事項とし、公表は、会議の開催日前7日までに別記様式第1号により行うよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき、傍聴者の定員を臨時に増やすとき、その他事前に公表することができないとき、又は大量な資料については、この限りでない。

ア 会議の名称

イ 議題

ウ 開催日時及び会場

エ 傍聴者の定員及び決定方法

オ 会議資料

カ その他附属機関等で公表を決定した事項

- (2) 会議録の公表は、その会議終了後速やかに、別記様式第1号により行う。

2 前項の会議及び会議録の公表は、周南市ホームページへ登載し、かつ、本庁及び各総合支所の情報公開・個人情報保護の窓口に着用することにより行い、具体的な方法は、市長が別に定める。

(会議の公開の方法等)

第5条 会議の公開は、附属機関等の長が、会議の傍聴を希望する市民等に傍聴者となることを認めることにより行う。

2 附属機関等は、会議に関する報道機関の取材について十分配慮しなければならない

ない。

(傍聴することができない者)

第6条 次に掲げる者は、会議の傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第7条 傍聴者は、会議を主宰する者又はこれを補助する事務局職員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議の会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、附属機関等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(運用状況の公表)

第8条 附属機関等の事務局担当者は、当該附属機関等の会議の公開の運用状況について、翌年度の4月末日までに、別記様式第2号により情報公開・個人情報保護担当課に報告しなければならない。

2 市長は、附属機関等の会議の公開の運用状況について、5月末日までに別記様式第2号により一般に公表するものとする。

(特別な定めがある場合)

第9条 会議の公開等について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、附属機関等の会議の運営に関し必要な事項は、附属機関等が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成16年12月10日から施行し、平成17年2月1日以後に開催する附属機関等の会議から適用する。

別記様式第1号(第4条関係)

[別紙参照]

別記様式第2号(第8条関係)

周南市附属機関等の会議の公開及び会議録の公表の状況

[別紙参照]

## 検討を進めることになった経緯

現在の本庁舎は多くの課題を抱えています。これらを解決し、市民の安心安全の確保及び利便性の向上を図り、長期にわたり市民が安心して暮らせるようにするため、庁舎建設の検討をすすめることになりました。

### 施設の老朽化

最も古い本館、西本館は、昭和29年の竣工で建築後58年を経過し、比較的新しい西別館でも昭和49年竣工で建築後37年を迎えており、躯体や設備の老朽化が進んでいます。

### 低い耐震性

平成20年度に耐震第1次診断、平成22年度に耐震第2次診断を実施した結果、耐震構造指標（I s 値）が0.3を下回る箇所があるなど、耐震性が低い状況です。  
※ I s 値 0.3 未満は、震度 6 程度の地震で倒壊又は崩壊する危険性が高いといわれています。

### バリアフリー困難

増築を繰り返して整備されてきた経緯から、施設全体として完全なバリアフリーを実現することが極めて困難な状況です。

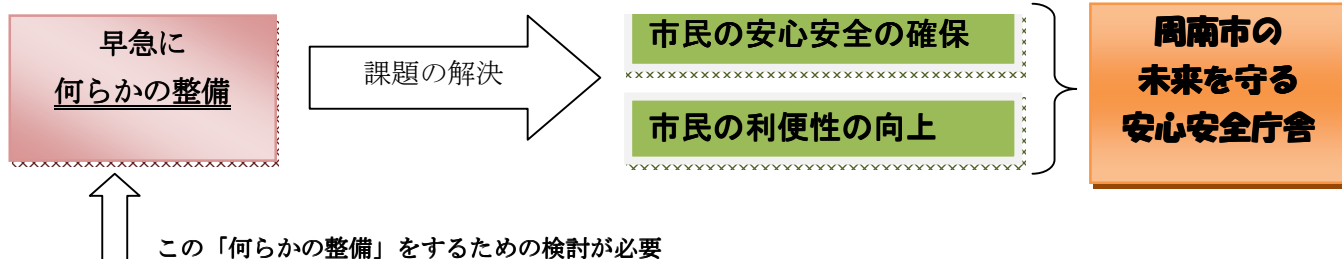
### 本庁機能分散

現在の本庁舎では面積的に全ての本庁機能を集約することができないことから、教育委員会庁舎、徳山港町庁舎、新南陽庁舎などに分散せざるを得ない状況にあり、市民に移動の負担をかけるほか、職員の移動のために時間、経費を要する状況です。

特に、耐震性の問題は、東日本大震災で多くの自治体庁舎が損壊し、災害対策に支障を生じた状況を考えると深刻な問題です。

このような状況から、この問題の先送りはできません。（行政責任上、何もせず現状の庁舎をそのまま使用していくという選択肢はありません。）

⇒ 早急に何らかの整備を行い、市民の安心安全の確保と利便性の向上を図る必要があります。



新築と耐震リニューアルのどちらが適切か、また、場所、規模、事業費、建替ローリングをどのようにするかといった検討を行う必要があります。

## 検討の方向性

今後の検討の方向性を「庁舎建設に係る基本的方針」にまとめ平成24年1月に公表しました。この「基本的方針」をたたき台として、平成24年度からの2年間で基本計画（基本構想含む）を策定します。

### 庁舎建設に係る基本的方針（平成24年1月）

<http://www.city.shunan.lg.jp/mpsdata/web/9207/kinontekihosin.pdf>

たたき台

#### 整備方法 ⇒ 全面建替え

耐震リニューアルしても使用可能年数は大幅に伸びない。  
耐震リニューアル経費は新築に匹敵する。（又は上回る。）  
耐震リニューアルでは完全なバリアフリーが困難。  
耐震リニューアルでは本庁機能の分散状況が解消できない。

#### 場所 ⇒ 現本庁舎の位置

行政拠点として市民の利便性向上を図る。

#### 規模 ⇒ 将来的に本庁機能（消防以外）を集約できる規模

今後の人口減、職員減を見込み、建設当初は全ての機能が集約できなくても将来的に集約できる規模とする。

#### スケジュール

⇒ H24～H25 基本計画 H26 基本設計 H27 実施設計  
H28～H29 建設 H30 引越、解体

### 基本計画（H24年度～H25年度策定）

庁舎建設検討市民委員会での検討のほか、アンケートの実施や市民説明会、出前トーク、シンポジウムなどによる積極的な情報発信とともに意見集約を行い、一つの計画としていきます。

## 市民委員会の所掌事務

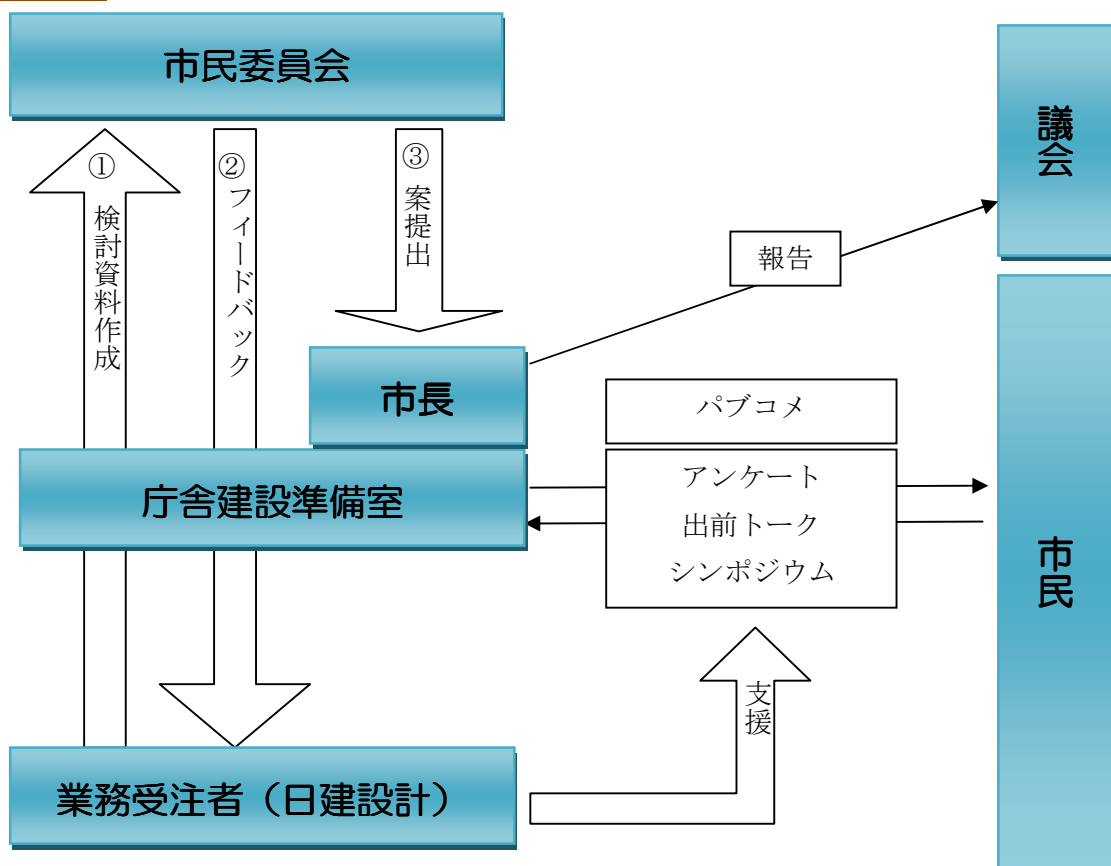
様々な分野で活躍されている委員の皆様の知識と経験を生かして、様々な視点から基本構想・基本計画の検討を行っていただくものです。

### 所掌事務

■設置要綱上は ⇒ 「委員会は、庁舎建設に関する必要な事項についての調査及び検討を行い、基本構想・基本計画案を市長に提出するものとする。」（設置要綱第2条）

■具体的には ⇒ 業務受注者（日建設計）が作成した資料をもとに検討を行い、検討結果を市長に報告するとともに、業務受注者にフィードバックするものです。このサイクルを9回程度繰り返し、基本計画案を作成します。

### 検討体制



市民委員会での検討のほか、アンケートの実施や市民説明会、出前トーク、シンポジウムなどによる積極的な情報発信とともに意見集約を行い、一つの計画としていきます。